

令和6年度 長野県民交通災害共済組合事業計画

1 事業

(1) 見舞金の支払い

共済の加入者(会員)が交通事故により災害を受けた際、見舞金請求により災害の程度に応じて、共済見舞金、障がい見舞金及び遺児見舞金を支払う。

共済見舞金 会員が交通事故による災害で受傷した場合

・入院通院の実日数により算定し2万円～100万円

障がい見舞金 会員が交通事故による災害が原因で身体障がい1～3級、精神障がい1級に認定された場合

・障がいの程度により20万円～40万円

遺児見舞金 会員が交通事故で死亡し、生計を一にする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの遺児がある場合

・遺児1人につき30万円

(2) 加入促進

ア 広報

(ア) チラシ配布

令和6年度会員の加入促進のため、各世帯1枚、子ども1人につき1枚のチラシを家庭または学校等に配布する。

(イ) テレビコマーシャル

交通災害共済制度をテレビの媒体を通じて周知し、加入促進を図る。
加入募集時期(2月～3月)に併せてコマーシャルを流すことにより効果的な加入促進をねらう。

(ウ) 新聞折込

加入募集時期に、信濃毎日新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、中日新聞、長野日報に1回(3月頃)チラシを折り込む。

(エ) ポスター

ポスターの掲示により、窓口・連絡先等の周知を図り、加入・請求促進を目標とする。医療機関などへの掲示を働きかける等、掲示箇所の拡大を目指す。

(オ) ホームページ

組合のホームページと各市のホームページとをリンクさせながら交通災害共済制度を広くPRする。また、職員専用ページを活用し、交通共済事業に係る情報を共有し、円滑な事務処理の促進を図る。

(カ) のぼり旗の設置

のぼり旗の市役所窓口及び庁舎への設置を引き続き行い、交通災害共済制度についてPRする。

(キ) 公用車への広告掲載

市内を移動する各市公用車に広告の貼付を引き続き行い、交通災害共済制度の周知を図る。

イ そ の 他

(ア) 自治会等役員向けのリーフレットの作成・配付

加入申込みの取りまとめを依頼している自治会等役員向けのリーフレットを作成・配付し、当共済に対する理解と協力を求める。

(イ) アンケートの実施

効果的な加入促進を行うため、会員に対しアンケートを実施する。

(ウ) その他

組織市に事務局職員が出向き、加入促進、事務手続き等の相談に応じる。

2 会議等の開催

(1) 議会定例会

6年 8月22日(木)	(長野県市長会総会開催日)	須坂市
7年 2月6日(木)	(長野県市長会定例会開催日)	長野県自治会館

(2) 組織市長会

6年 4月18日(木)	(長野県市長会総会開催日)	長野県自治会館
6年 8月22日(木)	(長野県市長会総会開催日)	須坂市
6年 10月9日(水)	(北信越市長会総会前日)	新潟県上越市周辺

(3) 担当課長会議、事務担当者会議等

6年 4月25日(木)	事務担当者会議	長野県自治会館
10月頃	事務研究会	長野県自治会館
7年 1月17日(金)	担当課長・事務担当者会議	長野県自治会館

(4) 審査会

見舞金の額の決定に当たり疑義が生じたとき、その事故内容、見舞金の額等を審査するために随時開催する。

3 交 付 金

交通災害共済事務交付金

・ 募集関係				
400 円会員	1 人	60 円	}	の会員割
100 円会員	1 人	10 円		
・ 賃金関係				
400 円会員	1 人	20 円	}	の会員割
100 円会員	1 人	10 円		

【7月末現在の会員数（8月2日（金）までに組合に報告されたもの）を基に算出し、8月30日（金）に交付】

4 そ の 他

（1）見舞金の多数回請求者への注意喚起の徹底

見舞金請求者の見舞金支払状況を把握し、過去5年間で一定回数の見舞金請求があった場合に、請求者に対して文書による注意喚起を行い、交通事故被害の減少を図る。

（2）諸統計の整理・作成

見舞金支払いに係る諸統計の整理・作成を行い、制度改正の際の基礎資料とする。

（3）電子化に向けた研究・検討（R5年度～R7年度）

事務の効率化、時代に即したシステムづくり等を見据え、電子化の研究・検討を行う。（長野県市町村自治振興組合 電子自治体推進部門と協働しつつ、電子化推進等検討準備会において検討）

なお、検討に当たっては専門的な知識が必要不可欠であることから、引き続き電子化検討業務委託を行う。